

(別紙)

中国向け輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検等要領

中国向け輸出水産食品認定施設及び認定手続中の施設(認定施設リスト未掲載を含む。)(以下「認定施設等」という。)を有する事業者においては、本点検等要領に基づき、自主点検、関係資料の提出等を行ってください(手続の概要は別添1のとおり)。

1. 質問票(別添2)への回答(提出期限:本年3月5日(金))

中国の衛生要件及び必要資料(輸入水産物海外生産企業の登録主要要件及び照合検査(第四部分)点検表(別添3-1)及び「輸入水産物海外生産企業の登録要件及び照合検査(第四部分)」に係る添付資料一覧(別添3-2))について確認の上、質問票(別添2)に施設認定の維持の希望の有無を記入し、本年3月5日(金)までに衛生証明書発行機関宛てに送付下さい。

2. 関係資料の提出(提出期限:本年4月30日(金))

別添3-1に基づき自主点検を行い、「輸入水産物海外生産企業の登録主要要件及び照合検査(第一及び第二部分)」(別添4)及び別添3-2に必要な事項を記入の上、別添3-2の添付資料とともに、本年4月30日(金)までに衛生証明書発行機関宛てに提出下さい。

資料の提出は、随時受け付けています。資料の提出後、順次、3の現地確認を行いますので、4月30日(金)以降に輸出予定がある施設におかれては、速やかに対応をお願いします。

なお、資料の提出にあたり、要綱6(1)の認定事項を変更しようとする場合には、別添4の「変更あり」にレ点を記載するとともに、変更箇所の下線等を付して下さい。

3. 衛生証明書発行機関による現地確認(資料受理後、順次)

関係資料の受理後、施設を所管する衛生証明書発行機関から、現地確認の日程等について連絡しますので、対応下さい。

なお、提出資料、現地確認等において中国の衛生要件に適合しないことが確認された場合には改善措置等が必要となります。

(参考) 中国向け輸出水産食品 認定施設一覧 (農林水産省ホームページ)

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/xls/yusyutu_shinsei_asia-35.xlsx

(送付資料)

中国向け輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検実施について（本資料）

別添 1：中国向け輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検に係る手続

別添 2：質問票

別添 3－1：輸入水産物海外生産企業の登録主要要件及び照合検査（第四部分）点検票

別添 3－2：輸入水産物海外生産企業の登録主要要件及び照合検査（第四部分）に係る添付資料一覧

別添 4：輸入水産物海外生産企業の登録主要要件及び照合検査（第一及び第二部分）

別添 5：衛生証明書発行機関連絡先一覧